

会 議 録

会議の名称	(仮称)人にやさしいまちづくり条例制定市民懇談会(第5回)
開催日時	平成16年1月26日午後1時00分から4時10分まで
開催場所	保谷庁舎4階B会議室
出席者	(委員)池田委員、粕谷委員、門委員、工藤委員、鈴木委員、西山委員、萩原委員、持地委員、本橋委員、吉田委員 (欠席:なし) (事務局)斉藤都市計画課長、館岡都市計画係長、古厩主任、増岡主事
議 題	・ 条例骨子(案)について
会議資料	1 次第 2 人にやさしいまちづくり条例基本資料 3 人にやさしいまちづくり条例骨子(案) 4 市民説明会ボード(案)
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録(及びそれを要約したもの)

【第5回会議録を要約したもの】	
事務局	定足数に達していることの報告、配布資料の確認
座長	<p>1. 開会宣言</p> <p>2. 第4回会議録（案）の確認について 事務局より一部修正があり、その内容で一同了承。</p> <p>3. 条例骨子（案）の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料に基づき事務局より説明がなされた。 <p>4. 意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前文においてキーワードが出されているが、「生きがい」と「活気のあるまち」をどこかにいれたい。活気とは具体的には商店街が衰退しており、それがまちの衰退を表している。 ・ きれいに出来上がっているが、特徴が出るようなキーワードが欲しい。 ・ 駅から降りて、うきうきするようなまちと沈んだような感じのまちがある。西東京はベッドタウンのまちであるが、楽しいまちにしたい。バリアフリーは良いが、まちの風格や雰囲気づくりに生かしたい。 ・ 高齢者の孤独死などへの対応として、高齢福祉課で「ささえあいネットワーク」づくりを進めており、その中で地域の担い手を探している。また社会福祉協議会では、ふれあいまちづくり事業を行っており、市と連携したまちづくりを既に行っている。 ・ 既の実施しているものであれば、それを一元化して行って欲しい。また、行政だけが行うのではなく、市民の活用も重要だ。 ・ ボランティアなど人材のなり手が広がっていかないので、市民全体でまちづくりに参加できるようにしていきたい。 ・ 人にやさしいまちづくりがバリアフリーだけであるならば、この名前は避けるべきだ。ハードのバリアフリーはその中の一つであってもっと広がるものと考えていた。 ・ 広義のバリアフリーであれば問題ない。但し一般の人はバリアフリーという段差の解消を思い浮かべ、広義の意味ではあまり用いられない。 ・ 西東京市の状況にあった基本理念を入れていきたい。 <p>以上のほかさまざまな意見を踏まえて定義・目的を次のとおり作成した。 「高齢者・障害者をはじめすべての人が安心・安全に暮らしていくためにさまざまな障壁を取り除き、地域に対する理解を深め、市民が相互に支えあう社会を市民、事業者、市が協働して形成していくこと」</p> <p>以上により、修正されたものについて条例骨子（案）ということで市民説明会を2月4日から10日まで開催していくこととなった。</p> <p>5. その他 次回（最終回）は2月25日午後1時から開催。</p>
以下、会議録を要約したものを記載	以上

発言者名	発言内容
事務局	定足数に達していることの報告及び配布資料の確認
座長	1. 開会宣言
以下、発言者名は記述せず、発言者ごとに要点を筆記する	<p>【発言の要点】</p> <p>2. 会議録の確認について 事務局より6ページ1～2行目について「自転車点検や実技について訓練を行っている」に修正したい旨の発言がなされた。</p> <p>発言のとおり修正することで一同了承が得られた。</p> <p>3. 条例骨子（案）について 事務局から資料に基づき説明がなされた。</p> <p>4. 条例骨子（案）について意見聴取</p>
A委員	<ul style="list-style-type: none"> 前文においてキーワードが出されているが、「生きがい」と「活気のあるまち」をどこかにいれたい。活気とは具体的には商店街が衰退しており、それがまちの衰退を表している。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> きれいに出来上がっているが、特徴が出るようなキーワードが欲しい。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> 駅から降りて、うきうきするようなまちと沈んだような感じのまちがある。西東京はベッドタウンのまちであるが、楽しいまちにしたい。バリアフリーは良いが、それをまちの風格や雰囲気づくりに生かしたい。また、市民の意見を集約する窓口があっても良いのではないか。
D委員	<ul style="list-style-type: none"> 特徴がないように思えた。高齢者の一人暮らしに対する支援体制がもう少し充実させても良いのではないか。利便性の高いまちというのは環境破壊と対峙する要素になるのでは。また歩行者優先のまちとはどういうものか。
E委員	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者優先とまで明確にしないほうが良いのではないか。歩行者のために交通渋滞があってもいいのかという問題もある。
D委員	<ul style="list-style-type: none"> 対象はすべての人ではなく、子どもや身体障害者など援助を必要としている人に絞った方がよい。特徴があるということは、メリハリをつけることだと思う。例えば、高齢者の一人暮らしの方の精神的なサポートや声かけなどで家に閉じこもりがちな人の活動の場を提供できるようなシステムづくりが望まれる。
A委員	<ul style="list-style-type: none"> 若い人が住みづらいまちは健全とは言えないし、主婦達の生きがいは非常に淡いものであり地域とのつながりを持つことも必要である。そう考えるとすべての人が対象となってくる。
F委員	<ul style="list-style-type: none"> 住友重機の土壌汚染への対応などは、例えばすべての人が快適に暮らせるまちにつながるものかもしれない。
G委員	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の孤独死などへの対応として、高齢福祉課で「ささえあいネットワーク」づくりを進めており、その中で地域の担い手を探してい

D 委員	<p>る。また社会福祉協議会では、ふれあいまちづくり事業を行っており、市と連携したまちづくりを既に行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に実施しているものであれば、それを一元化して行って欲しい。また、行政だけが行うのではなく、市民の活用も重要だ。
H 委員	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアなど人材のなり手が広がっていかないので、市民全体でまちづくりに参加できるようにしていきたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 人にやさしいまちづくりはバリアフリーを中心にやっていきたい。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリーであるのなら、条例の名前を変えるべきだ。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリーだけなら改めて条例を作る必要はない。ハードよりソフトのまちづくりが必要というのが懇談会でも意見が多かったのではないか。ハードのバリアフリーだけやるというのは賛成できない。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> 保谷駅南口やひばりヶ丘駅北口の道路は狭くて危険であり、駅だけバリアフリー化でなく、そのまわりの地域社会をどうするのかも大切である。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリーとは具体的にはどう考えているのか？
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 商店街には安心して歩ける道路が必要だ。そのためにはまずハードを整備していくことが先決と考える。バリアフリー化はいろいろなまちの可能性がある。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> 特化したバリアフリー化、徹底したバリアフリー化などねらいすました条例を作った方が良いのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 条例の理念まで特化する考えはないが、今すぐやることとしてはバリアフリー化が必要と考える。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> 条例を後ろ盾にどこまで市は対応できるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 都道について言えば例えば市負担で整備することも可能である。また予算要求の根拠となる。また今後同じ考えで進めていくために条例が必要だ。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> 第三者機関などが明文化されれば、すぐ具体化できなくとも根拠を残すことにより、今まで討議された内容で働きかけができる。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> 西東京市の人にやさしいまちづくりではバリアフリーに特化するという言葉を使わなくても、優先順位をつけて行動理念にすれば良いのではないか。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> 人にやさしいまちづくりがバリアフリーだけであるならば、この名前は避けるべきだ。ハードのバリアフリーはその中の一つであってもっと広がるものと考えていた。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> 広義のバリアフリーであれば問題ない。但し一般の人はバリアフリーというと段差の解消を思い浮かべ、広義の意味ではあまり用いられない。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> 西東京市の状況にあった基本理念を入れていきたい。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリーを狭義に解する方が少ないのではないか。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> 行動の障壁を取り去るでは歩道をつくることなどはイメージできない。安全・利便性に資するものをふくらますべきである。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> 「取り去る」「あるものを取り除く」ということのほかに、ないからあるものをつくって欲しいということもある。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り行政が壁となっている。第三者機関ができれば各課が協力してやれということができ、期待している。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な条例になるようなことを期待しているが、他部署の範疇の計画には及ばないであろう。

E 委員	<ul style="list-style-type: none"> 行政計画を第三者機関と所管課が協働するという条文を加えれば良い。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> たとえ条文にいれても都市計画課ではハードに関する計画で、心に関する部分は他の所管課がやっているのだから及ばないであろう。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> 施策がうまく行かない場合どこに持っていけば良いのか。市長や助役が責任を持って行うことを明文化できるか。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> 条例は課の条例ではなく、市の条例として作るものであり、他の課に影響を及ぼすことはできるはずである。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> 心のバリアフリーを含め広範囲なまちづくりを入れたものを推進計画にいれていくべきである。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> 計画を作るにしてもその執行機関がないと難しいと思う。
D 委員	<p><以下定義・目的に関する討議></p> <ul style="list-style-type: none"> 弱者・身体障害者の人が暮らしやすい、心のふれあいがあったり、あいさつができるなど具体的な日常生活を入れていった方が良い。 安全性・利便性は入れて欲しい。 「高齢者・障害者をはじめ」というのが一般的だ。 「市民相互に支えあうまち」という表現がふさわしい。 <p>以上のほか意見を踏まえて定義・目的を次のとおり作成した。 「高齢者・障害者をはじめすべての人が安心・安全に暮らしていくためにさまざまな障壁を取り除き、地域に対する理解を深め、市民が相互に支えあう社会を市民、事業者、市が協働して形成していくこと」</p>
A 委員	<p><その他の意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 市の役割について個人の家屋への関わりなど生活支援への要請も盛り込みたい。
G 委員	<ul style="list-style-type: none"> 計画については30部署以上と協力してつくっているものもあり、他部署と連携したものができないのではないかと。またこの条例はユニバーサルデザインの観点も入っていると考えてよいか。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> 当然入っていると考えている。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> 定義・目的の「地域に対する理解を深め」という部分は、具体的な今後の施策としてなにか考えがあるのか、そうでないならあえて明記する必要がないと思う。
F 委員	<ul style="list-style-type: none"> 市民から主体的に理解していくことは必要であり、与えられるばかりでなく市民も働きかけをする必要があるので入れるべきである。 <p>以上により、修正されたものについて条例骨子（案）ということで市民説明会を2月4日から10日まで開催していくこととなった。</p> <p>5.その他 次回（最終回）は2月25日午後1時から開催することが決まった。</p>

--	--